

# 甲斐市景観審議会の記録

【令和4年度第2回審議会】

## 1. 景観審議会の概要

日時：令和4年12月8日（木）午後3時～5時

会場：甲斐市役所本館3階 大会議室

### □次 第

○令和4年度第2回甲斐市景観審議会

1. 開会
2. 委員紹介
3. 職員紹介
4. 市長あいさつ
5. 会長あいさつ
6. 諮問  
景観重要樹木の指定
7. 案件  
(1)景観重要樹木の指定について  
(2)景観形成基準におけるマンセル値の  
基準見直しについて  
(3)良好な眺望場所の抽出・選定について
8. 答申
9. その他
10. 閉会

### □配布資料

○景観審議会資料

1. 次第
2. 委員名簿
3. 会議資料  
(1)景観重要樹木の指定について  
(2)景観形成基準におけるマンセル値の  
基準見直しについて  
(3)良好な眺望場所の抽出・選定について
4. 景観重要樹木の指定に伴う参考資料
5. 良好な眺望場所の抽出に向けた応募用紙

### □出席者（○は出席）

\* 敬称略

1号委員

堀内 克一  
○雨宮 正典  
○中澤 憲雄  
○藤森 一浩

2号委員

○大山 勲  
新津 健

3号委員

○小宮山 敏春  
○野口 賢司  
立澤 真一  
○武藤 洋一

○塩沢 正行

○田中 陽子

4号委員

○留守 洋平  
内藤 広  
○風間 辰也

◆事務局

○都市建設部	部長	齊藤 一己
○都市計画課	課長	大木 康
○都市計画課	まちづくり推進係	小林 悟
○都市計画課	まちづくり推進係	保坂 真悟
○都市計画課	まちづくり推進係	小田切 勇人
○都市計画課	まちづくり推進係	三井 里紗

## 2. 発言要旨

### ○令和4年度第2回景観審議会

#### 1. 開会

- ・本日の審議会は、委員総数 15 名のうち 11 名の出席をいただいている。過半数の出席が認められたので、甲斐市景観条例施行規則第 33 条第 2 項の規定により、本日の会議が成立していることを報告する。また、本日の審議会は甲斐市審議会等の設置及び運営に関する指針に基づき、公開での開催となる。

#### 2. 委員紹介

#### 3. 職員紹介

#### 4. 市長あいさつ

#### 5. 会長あいさつ

#### 6. 諮問

- 保坂市長から大山会長へ諮問書を手交

#### 7. 案件

(事務局)

- ・景観審議会の議長は、会長が務めることとなっているので、ここからの進行は議長にお願いします。

### ○案件(1)景観重要樹木の指定について

(議長)

- ・案件(1)景観重要樹木の指定について、事務局から説明をお願いします。

(説明：事務局)

#### ●(1)景観重要樹木の指定について事務局から説明

(議長)

- ・内容についてはみなさんご承知かと思うが、補足すると、甲斐市には候補樹木が少ないのかなと思う。
- ・調査を行い、市民に対して募集を行ったが、候補は資料のとおりである。
- ・景観重要樹木のメリットは、樹木が切られにくくなることや、まだ制度はできていないが、市で支援をすることが可能となる。南アルプス市では、指定後、樹木医に定期的に診断してもらい、保全の対策をしている。その点では、市所有の公園などの樹木は切られる可能性が低いため、本当は神社や私有地などが望ましいが、まずは周知のためにこの2本にした経緯がある。
- ・皆様からご質問やご意見を伺いたいが、いかがか。

(委員)

- ・今日の会議の流れで1点疑問があり、諮問から答申までの流れがおかしいと思う。本来は、諮問をして審議をして、次回答申をすることが一般的である。スケジュールの点でこのような形になったかもしれないが、市長もいらして、反対の声をあげるのは難しい。

- ・個人的には反対である。目に多く触れること、市有地で管理しやすいというだけで指定する理屈が分からない。個人的には、敷島総合公園の梅が、景観も良く、指定したいと思った。
- ・指定樹木の決め方についてだが、結局、事務局案となっている。最初から候補となっている樹木であれば、3年もかけずに半年くらいで指定できたのではないか。
- ・委員の方から意見をもらうこととなっており、その後、市民の意見を聞こうという話だったが、結局応募は1件であった。その1件を採用するのも公平性としてどうかと思うが、現状はパブリックコメントなどもあるが、市民の意見を多く採り入れることは難しいと思われる。
- ・候補の樹木も竜王・双葉が5件ずつで、敷島が3件となっている。甲斐市全体で考えると仕方ないが、旧町の意識が少なからずあると思うので、今後の指定については旧町のバランスも考慮してもらいたい。
- ・次回以降の指定方法だが、市民の意見を採り入れるのは難しいので、旧町のバランスを考慮しながら事務局案をベースとして、審議会にて決定していくのはどうか。
- ・指定されたら看板を取り付けるとあるが、どのような看板なのか。また、指定後に広報に掲載した場合、注目されるので、竜王をうらやましく思う。
- ・神社を回ってみたが、神社には必ず木があるので、なぜこの候補地だけなのか疑問に思った。私有地だと管理上大変かと思うが、次回からは旧町のバランスをとってもらいたい。

(議長)

- ・質問がいくつかあるが、事務局はいかがか。

(事務局)

- ・今回の竜王駅の樹木については、もともと事務局案として提示させていただいていたが、市民の意見が反映されていないため検討し直した。その結果、管理などの関係から他の樹木は難しく、このまま候補を探していると指定することが難しいと判断したため、まずは指定をして、景観重要樹木を知っていただくことが、市民への周知に繋がると考えた。
- ・市内にも多くの木があり、住んでいる地域によって思い浮かべる樹木が異なる。一度に何本か指定することは難しいので、1日に数千人が利用し、目にする樹木という点で、今回は竜王駅の樹木を、再度事務局案として提示させていただいたが、なんとかご理解をお願いしたい。
- ・旧町のバランスについては、事務局の中でも完全にバランスをとることは難しいが、検討はさせていただく。
- ・市民の意見を採り入れず、事務局案をベースに指定していくことについては、審議会全体の意見としていただいた場合は、それに従っていく。
- ・看板については、コロナの関係で物価の高騰により、看板等の値段も上がっている。今の段階で、写真などで示すことはできないが、今後、看板の案や写真が示せる時が来れば、審議会にて説明させていただく。

(議長)

- ・神社の件についても、調査をお願いしたい。すでに文化財に指定されている樹木は、候補から外した。
- ・ドラゴンパークや敷島総合公園の樹木は、単体ではなく群になっているので、景観重要樹木としてではなく、公園の景観を一体として捉え、景観重要公共施設として指定するのもありかと思う。

(委員)

- ・今回は周知するという意図で指定するという点については、理解した。たかが木ではあるが、指定されれば盛り上がると思っているので、各地域が盛り上がるようにしてもらいたい。

(議長)

- ・会議の流れについて補足するが、経験上、答申が流れた事例もあるので、様々なご意見をいただきたい。

(委員)

- ・旧町のバランスというのは、どうしても候補がない場合も無理やり指定をするということか。

(委員)

- ・強引にそろえるという意味ではなく、希望であるため、必ずそうして欲しいという意味ではない。

(議長)

- ・もしも甲乙つけがたい木がたくさんあった場合に、同じ地域に集中させるのではなく、それぞれの地域を指定するというのとは1つの視点だと思う。

(委員)

- ・個人宅の樹木であれば、補助金や管理などは考えているのか。
- ・指定された際のメリット・デメリットはあるのか。

(事務局)

- ・今のところ、樹木医に診てもらうなどの具体的な支援は考えていないが、樹木の管理は、土地の管理者にお願いをしたい。県外の自治体においては、補助・支援を行っているところもあれば、全く補助していないところもある。今後何本か指定をしていく中で、指定をするメリットを作っていく必要があるため、今後、甲斐市にあった適正な補助・支援を考えていきたい。

(委員)

- ・南アルプス市の釜無川右岸の松については、昔はたくさんの松並木が並んでいた。消毒や管理をしたこともあるが、2年に1回の消毒では防除できるわけではなく、松くい虫が原因で、昔に比べると大半の松は枯れてしまった。
- ・南アルプス市でも、予算がないので消毒もできない、管理もできないとなり、指定しただけになってしまい、委員で話し合って指定しても、その後の維持管理については、1年に1回は市で消毒をするなど、指定された樹木の維持管理を行政がしっかり取り組まないと意味がない。
- ・もし個人宅の樹木を指定したとしても、この状態では有難迷惑である。指定後に、そこに家を建てたいから木を切りたいとなっても、指定されているので伐採は不可能と言われてしまい、指定するメリットがないので、そういう部分も考えていかなければならない。

(委員)

- ・近隣に素晴らしい樹木があって、景観重要樹木に指定することができるという話をするにしても、何もメリットがないと勧めることもできない。
- ・次回、市がどれだけ援助できるのかという話も聞きたい。

(委員)

- ・前回の審議会では、私有地は最初から考えていないという話ではなかったか。

(事務局)

- ・私有地は最初から考えていないというわけではなく、ハードルが非常に高いということである。
- ・メリットがあれば、どんどん指定をすることもできるかもしれないが、現状はなく、樹木の管理については、基本的には土地の管理者に管理していただき、市が補助・支援するのが理想と考えている。

(委員)

- ・私有地の指定ができるのであれば、候補となる樹木が多くなったので、視野が広がった。
- ・今回の1号2号の指定については、過去の経緯からも、竜王駅の樹木で理解できた。まずは指定をして、市民に周知していくことが大事だと思う。
- ・旧町のバランスについても、何本か指定されていけば、自然とバランスが取れてくると思う。

(委員)

- ・竜王駅の2本を指定することは賛成である。

- ・令和元年から取り組んで3年も経っており、今までの委員が何をしてきたのかということになる。
- ・まず竜王駅を指定して、他の樹木を順々に指定し、目標に向けて進んでいかなければならない。

(委員)

- ・私も賛成である。
- ・竜王駅は旧町関係なく、たくさんの人に利用されている。
- ・それぞれの意見はあるが、樹木の指定で完璧を求めるのは難しい。
- ・樹木群については、景観重要樹木ではなく、重要な景観として指定するのもありだと思う。また、数多く指定すればいいというわけではなく、大義名分が立つ樹木を指定していくべきだと思う。
- ・民有地を指定した場合、建物の建て直しや維持管理などの指定後の難しい話が出てくると思うので、まずは市が管理している土地から選ぶべきだと思う。

(事務局)

- ・今回の1号2号の指定については、皆様にご理解いただけたと思う。
- ・民有地の指定は可能であるが、それに対して市でどのようなことができるのか、また、指定することによって土地所有者に制約が生じてしまってはならないので、土地所有者の意志を確認した上で、民有地を候補に挙げた際には、土地所有者への影響や、市からの補助についても、今後検討していく。
- ・本日はできましたら、1号2号の指定について、よろしく願いたい。

(議長)

- ・様々な議論をしていただいたが、反対意見はないということによろしいか。
- ・それでは、お諮りする。本諮問案件は、景観重要樹木の指定について、景観重要樹木の認知度の向上を第一優先とし、多くの人が目にする機会のある樹木として、第1号に竜王駅南口駅前広場のケヤキ、第2号に竜王駅北口駅前広場のクスノキを景観重要樹木として指定することを妥当なものと認める内容で、本審議会の答申としてよろしいか。

【 異議なし 】

- ・本日貴重な意見をいただいたので、今後も事務局案を優先的に決めていくとしても、支援策や周知の方法を答申に記載しておくとうい。
- ・事務局より答申書(案)の説明を求める。

●事務局より答申書(案)を朗読

(議長)

- ・事務局から答申書(案)の説明があった。答申書は、説明の内容でよろしいか。

(委員)

- ・樹木の指定に番号を振らない方がよいのではないか。

(委員)

- ・指定番号に意味づけはあるのか。

(事務局)

- ・景観条例に項目として記載されている。

(委員)

- ・条例を議会にかけて変更してはどうか。

(議長)

- ・おそらく上位の景観法にも記載があって、縛りがあると思う。
- ・諮問と答申の関係性があるので、そこは統一しなければならない。
- ・周知の際には、番号はあくまで事務的な管理番号なので、看板へ記載しなければよいのではないか。

(事務局)

- ・看板への番号の記載も条例に記載されている。
- ・条例を変更するのは大変時間がかかるので、ご意見はいただくが、現状は番号を入れさせていただくということでご理解いただきたい。

(議長)

- ・市の景観条例だけに記載されているのか。景観法にも記載されているのか確認して欲しい。
- ・看板のデザインのところで、小さく記載するなど表示の仕方の工夫や、看板設置までに番号について記載しなくてもいいようにできるのであれば、事務局で対応してほしい。
- ・他に質問はよろしいか。それでは、この答申の内容を、他の案件終了後に、保坂市長に答申書をお渡ししたいと思う。ご審議ありがとうございました。
- ・会長として3年間携わり、景観重要樹木は指定することが目的ではなく、指定する過程で市民の意見を聞き検討した結果、3年間かかってしまったわけだが、これで今後の方向性は見えてきたと思うので、次年度から円滑に指定していけたらいいと思う。

## ○案件(2) 景観形成基準におけるマンセル値の基準見直しについて

(議長)

- ・案件(2) 景観形成基準におけるマンセル値の基準見直しについては、本日ここで決めるというわけではなく、今問題となっていることを説明し、今後検討していく。事務局から説明をお願いする。

(説明：事務局)

### ●(2) 景観形成基準におけるマンセル値の基準見直しについて事務局から説明

(議長)

- ・この案件は今後検討していく内容であるが、ご質問やご意見はいかがか。
- ・甲斐市内においては、一般住宅はほとんど問題なく、今のマンセル値の基準もそんなに厳しい数値ではなく、多くの自治体が定めている一般的な数値である。ただ、昨年度審議したバイオマス発電所の鉄骨は全体の1/3以下なので、基準表は関係ないと言われて通されてしまうと、とても派手な色が出てしまい、大規模な施設は面積が大きい分、影響も大きくなる。
- ・今後に向けて、事前に基準を作っておかないと、今回のバイオマス発電所の事業者は、市の要望を聞いてくれたが、中には聞いてくれない事業者もいると思うので、大規模な施設についての指定を行っていく。
- ・委員の皆さんにおいては、市の街並みを気にかけてご覧いただければと思う。

## ○案件(3) 良好な眺望場所の抽出・選定について

(議長)

- ・案件(3) 良好な眺望場所の抽出・選定について、事務局から説明をお願いする。

(説明：事務局)

### ●(3) 良好な眺望場所の抽出・選定について事務局から説明

(議長)

- ・この案件は、前回の書面会議の中にもあったが、新しい取り組みを進めたいということである。

・皆様からご質問やご意見を伺いたいが、いかがか。

(委員)

・良好な眺望場所については、都市計画課の中には緑化推進係があり、市全体の緑地を管理・把握していると思うので、事務局案を提示していただきたい。

(事務局)

・良好な眺望場所については、募集期間を1年間設けており、同じ景色でも季節によって風景が変化するため、長い目で見て考えている。

(議長)

・市民の意見だけではなく、市の職員で市内を回っている人もいると思うので、市民の意見が出てきたところで、市の職員のデータも含めて審議会で報告していただきたい。

(委員)

・委員の意見に賛成だが、応募がなかった場合はどうするのか。いくつくらいの選定を考えているのか。樹木の応募と同じように、意見が集まらないような気がする。そうなった際に事務局案を出してもらえるのか。

(議長)

・補足として、同じようなことを南アルプス市でも行ったが、約300件の応募があり、非常に関心があったので、応募については問題ないと思う。しかし、ふたを開けてみないと分からないので、温かい目で見ていただきたい。

(事務局)

・どのくらいの応募があるかは分からないが、仮に応募が少なかった場合は、審議会で報告させていただきながら、事務局案の提示も必要であれば、検討する。

(議長)

・委員の皆様も、応募していただければと思う。

(委員)

・広報に掲載するだけでなく、いろいろな方法で周知すべき。各自治体の区の会議で提案してもらうなど、裾野を広げてPRすべきだと思う。

・私は昭和町に隣接する玉川に住んでいるため、市内の良好な眺望場所がすぐに思いつかないので、何回か積極的にやっていただきたい。

(事務局)

・もっともな意見であるので、景観重要樹木と同じことがないように事務局としても検討させていただく。また、現状検討していることとしては、市公式LINEが約15,000人の登録者がいるので、そちらに投稿して、個人個人に発信していきたいと考えている。

・選定する数については、まだ具体的な数は決まっていない。ただ多すぎてもいけないし、少なすぎてもいけないし、現時点では感覚的に10~20か所と思っている。

(委員)

・良好な眺望場所が選定されたら、何に使用するのか。

(事務局)

・具体的な内容はまだ考えていないが、例えば整地されていない場所であれば、整備等を行い、最終的に眺望スポットとなるのが理想的である。イメージしやすい例として、蕪崎市の銀河鉄道のように見える銀河鉄道展望公園は、整備されている。あそこまで立派に整備できるかは分からないが、そのような形が理想である。

(委員)

- ・広報で小さく掲載するのではなく、チラシをつくり、配るのはいかがか。

(委員)

- ・募集する際に、「良好な眺望場所」といった固い言葉ではなく、分かりやすい言葉で掲載した方がよい。市民に聞く際は、「あなたの好きな景色は？」と呼びかけるような言葉であれば気楽に応募できると思う。
- ・公民館などにチラシを置いておけば、市民も気楽に感じ取ってもらえると思う。

(委員)

- ・全く同じことを感じる。分かりやすいキャッチコピーを考えてもらいたい。
- ・また、選定した後に観光資源にしていくということは、次のステージのことだと思うが、甲斐市をざっと眺めてみた時に、400年前の武田信玄や飯富兵部の遺構はあるが、それ以降のものがなかなか見つからない。今回の市民目線のものが新しい観光資源になるならば、無償で協力してくれる企業もあると思うので、民間企業と連携していくべきではないか。ぜひ成功させてもらいたい。

(議長)

- ・今後も継続して審議していくので、本日の内容をまとめると、応募タイトルの変更については早急に対応していただき、チラシやポスターの作成と眺望場所の活用方法を考えていくべきである。
- ・選定数についても、私と事務局の感覚が違うので、今後検討していけたらいいと思う。

(委員)

- ・応募用紙に関して、写真をつけるのはハードルが高いのではないか。

(議長)

- ・写真がないと、場所を把握することは難しいと思う。用紙にもできるだけ分かる範囲でと注意書きが書いてあるので、大丈夫かと思う。

(事務局)

- ・広報の募集記事について、委員の皆様からたくさんのご意見をいただき、感謝申し上げます。良好な眺望場所は景観計画に記載されており、用語の解説としてそのまま掲載したが、皆様がおっしゃる通りキャッチコピーとしては不十分だと思うので、今後いただいた意見を踏まえて改善していきながら、1年という長い期間になるので、皆様には色々な場所で周知していただきながら、皆様からもご応募いただきたい。よろしく願い申し上げます。

(議長)

- ・案件(2)と(3)については、これからも審議して参りますので、マンセル値については是非日頃から気を付けて色を見ていただき、眺望場所については、応募していただければと思う。
- ・これで案件を終了したいと思うが、何か質問等はいかがか。

(議長)

- ・以上で、予定されていた案件を終了する。スムーズな進行にご協力いただき、感謝申し上げます。それでは、進行を事務局にお返す。

## 8. 答申

- 大山会長から保坂市長へ答申書を手交

## 9. その他

(事務局)

- ・事務局から1点お伝えする。次回の審議会開催については、年明け2月頃の開催を予定している。案件

については、景観形成基準におけるマンセル値の基準見直しのほか、ご審議いただく予定である。日時が決まったところで、改めて通知にて案内をさせていただきます。

#### 10. 閉会

- 最後に挨拶を交わして閉会